

筑後市立羽犬塚小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
筑後市立羽犬塚小学校

この方針は、いじめ防止対策推進法第に則り、本校におけるいじめの防止等のための基本的な認識および対策等を定めるものである。

I いじめに対する本校の基本認識

子どもを取り囲む大人（保護者・教師・地域住民）一人ひとりが、下記のいじめの定義と基本的認識にもとづき、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの予防及び早期発見に努める。

特に学校では、いじめ問題への対応を学校における最重要課題であることを自覚し、いじめの防止と早期発見・早期解決に向けて、校長のリーダーシップのもと学校が一丸となって組織的に対応する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの、コロナ感染症に関するものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

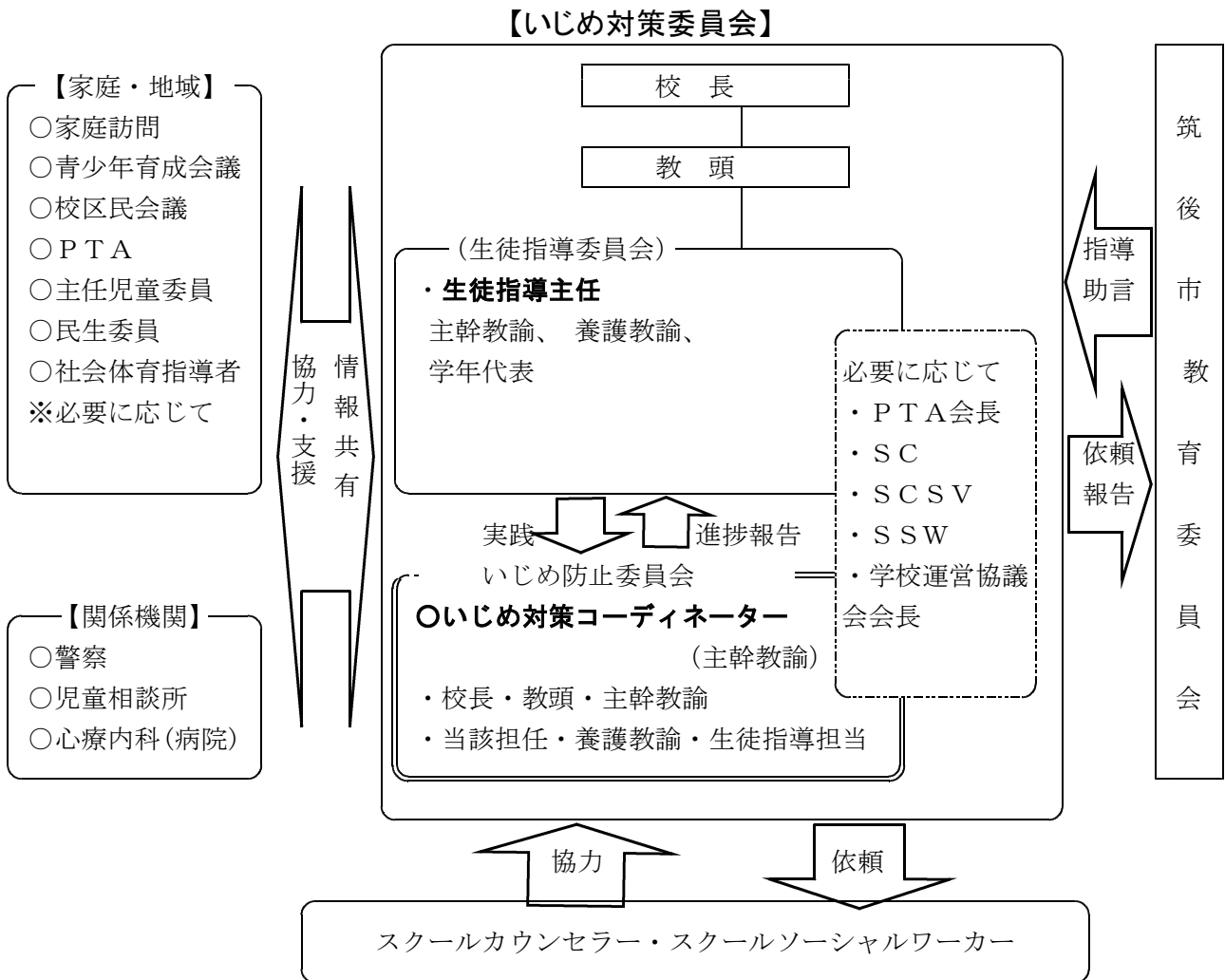
○ 本校の基本的認識

「いじめはどの学級どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない」という基本認識に立ち、いじめ問題の特質に対する以下の10点について教職員の共通認識を持つ。

- ①いじめはどの子にもどの学級にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめはいじめる側の問題であり、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④いじめは法律違反である。（いじめ防止対策推進法第4条「児童等はいじめを行ってはならない。」）
- ⑤いじめは受け手の捉え方であって、他者の見方・考え方で判断してはならない。
- ⑥いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑦いじめは遊び感覚で行われていることがあり、児童にいじめの認識がないことが多い。
- ⑧いじめは教職員の児童観や指導のあり方に大きく関わっている。
- ⑨いじめは家庭教育のあり方にも大きく関わっている。
- ⑩いじめは学校、家庭、地域のそれぞれが役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 推進体制と年間計画

1 推進体制



2 いじめ対策委員会の活動内容

(1) いじめ未然防止のための基本的事項

- いじめ防止年間計画の策定 [コーディネーター]
- 日常的対策や取組の策定 [コーディネーター]
- 方針・体制・取組の評価・改善 [コーディネーター]
- 外部・関係機関との連携 [教頭]
- 事績の記録、情報の公表 [教頭]
- 教育委員会への報告 [校長]

(2) 早期発見のための措置

- 担任等からの情報の集約 [コーディネーター]
- 相談ポストによる情報収集 [生徒指導担当]
- いじめアンケート (心のアンケート) の実施 (毎月月末) [生徒指導委員]

※毎月末に実施する。

各学級で実施→各担任がチェックする→学年主任がチェックする→いじめの疑いがある場合は生徒指導主任へ連絡→いじめ対策委員会で判定

- 全児童対象の教育相談の実施 (学期末) [生徒指導担当・各担任]

※いじめの疑いがある場合は、学年主任を通じて生徒指導主任へ連絡する。

- いじめ問題に関する職員研修会の実施 [生徒指導担当]
- いじめ防止に関する保護者啓発活動 (学校便り、学級便り、学級懇談会、P T A 講演会等)
[情報発信者]

(3) いじめに対する措置(いじめ防止委員会が主に担当する)

- ※ 以下の分担については、プロジェクトの中で決定する。
- いじめ問題についての調査・情報収集と記録・整理
- 被害児童への教育相談の実施
- 被害児童の保護活動
- 対応策の検討
- 被害児童・保護者への情報提供と支援 (継続的に実施)
- 加害児童への指導と保護者への助言 (継続的に実施)
- 保護者どうしの話し合いの設定と運営
- いじめを行った児童のいじめを受けた児童等が使用している教室以外での学習の実施 (必要が認められる場合)
- いじめを行った児童への出席停止の措置の具申 (必要が認められる場合)
- いじめ解消までの見定め、解決の判断

3 いじめ防止対策年間計画

※ 別 紙

Ⅲ いじめ防止の対策

1 いじめ未然防止のための取組…いじめを生まない教育活動の推進

(1)道徳教育の充実

いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。

そこで、教育活動全体を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う道徳教育の充実を図るために、全科全領域、また日常の具体的な人間関係の中で生じる道徳的体験を大切にする。

また、道徳の授業を中心として学級の実態に合わせた題材や資料を十分検討し、活用することによって、子どもたちの道徳的実践力を育めるようにする。特に、本年度の重点指導内容項目を「節度・節制」「信頼・友情」「規則の尊重」とし、各教育活動において行われている道徳教育を補充、深化、統合していく。

「節度・節制」では基本的な生活習慣を身につけ、節度を守って落ちる板態度で生活しようとする態度を育成する。

「信頼・友情」では、友達と互いに理解しあい信頼し合って、だれとでも仲良く生活しようとする態度を育成する。

「規則の尊重」では、学校や社会の約束や決まりを守り、自分がしなければならないことを責任を持って果たす態度を育成する。

また、道徳の時間において命を「偶然性」「有限性」「連続性」の3つの視点からとらえ、指導の充実を図る。

(2)人権・同和教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に人権意識の高揚を図る必要がある。「かがやき」や「生きるⅡ」「あおぞら」「あおぞら2」などを活用しながら、誰もがかけがえのない存在であり、認められる存在であることを教育活動全体を通して、理解させるように努める。本校の取組として以下のことを行う。

- 人権学習の充実を図り、単なる知識の理解だけでなく、自分たちの問題として課題意識を持って考えるような授業実践を行う。また、学習したことが生活のなかで生かされるような事後指導を充実させる。
- 友達とともに遊んだり活動したりする機会を大切にするとともに、相手の話をよく聞き、考え方の違いを認め合う態度の育成に努める。
- 児童会と連携した人権アンケートを実施し、人権集会で発表することで、児童の人権意識の高揚を図る。

(3)体験活動の充実

子どもたちは、体験を通して学んだことは、座学で学んだことよりも長く記憶に残り、体得しやすい。実際に直接自分の目で見、耳で聞き、肌で感じたことは真実の姿であり、合理的精神の涵養にもつながる。特に、いじめ問題の解決には命を大切に、人権を尊重するような体験活動の充実を図る必要がある。

そこで、命や人権を大切にすることを育む体験活動として次の活動の充実を図る。

【飼育・栽培活動】

野菜・花の栽培（1・2年生活科）、オクラ・ツルレイシ等の栽培（3・4年理科）
メダカの飼育（5年理科）

【お年寄りや障害者との交流体験】

お年寄りとの昔遊び体験（1年生活科）、福祉体験による障害者との交流（4年総合）

【宿泊体験】

集団宿泊訓練（5年学校行事）、修学旅行（6年学校行事）

(4)授業改善

みんながわかる授業を行う、すべての子が活躍できる場を設ける工夫を行う、自分の考えを言葉で表現したり、よりよい考えへと高める話し合いを重視したりするなど言語活動を重視した授業づくりを行うことは、自分と異なる他の考えを認め、尊重し、できるわかる喜びを味わい、自己の学級への所属感や自己存在感を高める上で重要なことであり、安心して学校生活を起こることができる素地となるものである。また、チャイム席や正しい授業態度で臨むことなど授業規律がしっかりした学級づくりを行うことは、いじめの未然防止の第一歩である。

本校では、特に以下のことに留意しながら授業改善に努めていく。

- 生徒指導の4つの視点「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」「安心・安全な風土の醸成」を生かした授業実践に努める。
- 「羽犬塚小学校学習の約束」に基づく学習の約束や聞き方、話し方の指導の徹底を図る。
- 各教科の基本的な指導過程に基づいて授業を行い、教科の特性の応じた学習ができるようにする。
- 授業では、子どもが考える時間と、自分の考えを記述し発表する時間を確保する。
- 友達の考えや思いを知るための、書く・発表する・交流する等の言語活動を重視する。

(5)望ましい集団づくり

子どもたちは、周囲の人と関わりながら、社会性を育んでいく。集団生活の中で、人と関わることの喜びを味わい、絆を深め、自分の果たすべき役割や責任を知り、他人から認められている自己有用感や自尊感情を高めていくことができる。同時に、考えの違いからトラブルやもめ事を起こしたり、心ない言動によって相手を傷つけたりもする。そういったトラブルを解消するために謝ったり許したりしながら、より望ましい人間関係を築いていくかを学んでいく場でもある。このような集団づくりを行う上で、望ましい人間関係づくりを目標として掲げている特別活動の役割は非常に大きいと考える。

そこで、本校では、特別活動を中心に以下の取組を行っていく。

- 学級活動（１）においては、多様な考えを交流し、違いを乗り越えた折り合いの付け方を学びながら、望ましい集団活動を展開できるようにする。
- 学級活動内容（２）では、集団や社会の中での正しい行い方を身につけさせるとともに、規範意識を育てる活動を充実させる。
- 児童会活動では、ペア学年の異学年交流活動を計画的に実施し、内容の充実を図る。
- 学級での係活動を計画的に実施し、集団の一員であることを自覚させる。

(6)情報モラルの育成

コンピュータや携帯電話は、一つの道具・ツールとして非常に利便性が高く社会生活から切り離す事ができない。しかし、使い方によっては、非常に危険なツールとなることもあり、児童生徒が誹謗中傷の書き込みや、嫌がらせ等のネットいじめに巻き込まれる事がある。

そこで、インターネットの掲示板やメール、SNSなどの危険性を学ばせるなど、情報モラル教育として、以下の取組を行っていく。

- 道徳の時間や総合的な学習の時間において、情報教育の年間指導計画を作成し、情報モラルとともに正しく情報機器を活用することができるように指導の充実を図る。
- PTAと協力しながら、携帯電話やインターネットの利用について、家庭でのルール作りを行うよう呼びかけていく。

2 早期発見のための取組

(1)子どもの生活状況の把握

ア 児童アンケート

いじめに特化した学校生活アンケートを月1回実施する。その際に、ネットいじめについても項目を加える。

いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、状況に応じて、記名、無記名、持ち帰りなど配慮しながら行う。（ただし、無記名の場合には子どもに気付かれないような符牒をつけ、個人を特定できるようにする。）

イ 保護者チェックリストの配布と意見集約

年2回保護者に対して、チェックリストを配布する。子どもの持ち物、言葉遣い、親への態度、友達関係、インターネット等の使い方など生活上の変化に対して家庭からの情報を収集する。

ウ 教職員による情報交換

月1回、いじめ対策委員会(生徒指導委員会)で、各学級の児童の実態や生徒指導上気になる児童についての情報交換を行う。

(2)教育相談の実施

ア 定期の教育相談週間

定期的な教育相談週間を年間に3回設け、全児童を対象に、子どもが教師に相談できる場を確保する。その際、後補充の指導体制を築く。定期の教育相談週間においては、いじめの有無にかかわらず、子どもが気軽に相談できるように、いじめ問題に限定せず、日常生活で困っていること等を相談できるよう留意する。

イ 臨時の教育相談

様々な情報収集によって、気になる児童の状況を把握した場合は、当事者を対象として、臨時の教育相談を行う。

(3)日常の観察や指導

教職員は、学級内の交友関係や人間関係を注意深く観察し、気になる言動が見られた場合に適切な指導を行う。また、家庭訪問や電話連絡等を密に行うことによって、日頃から保護者との情

報交換を行うとともに生活日記指導や連絡帳の活用によって、子どもの生活実態やその背景に触れ、問題の早期発見に努める。

(4) 相談ポストの設置や各種相談窓口の活用

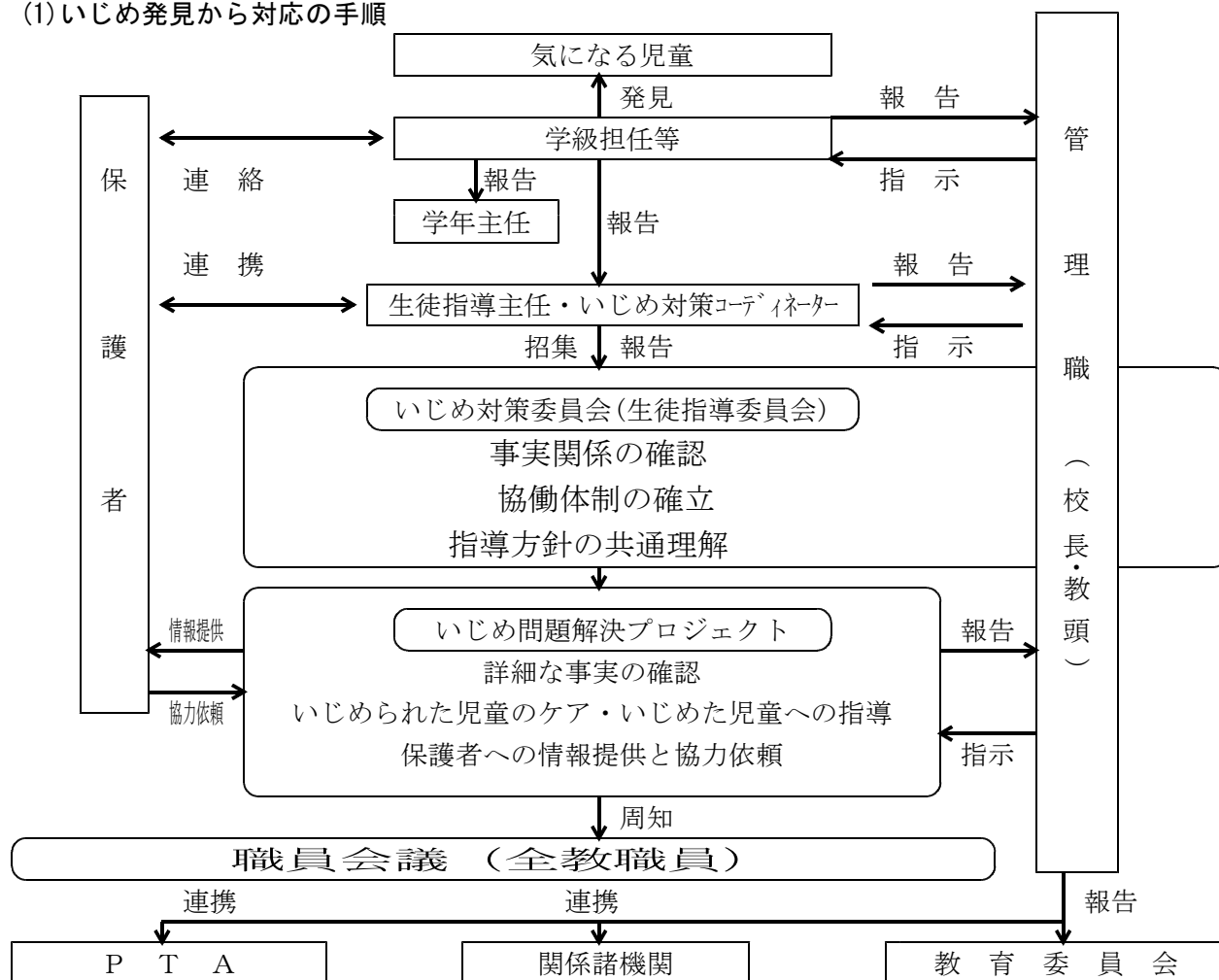
担任に直接話ができない場合や知られたくない場合に、利用できる相談ポストや相談窓口について、全校朝会での生徒指導担当の話や、各学級での指導を通して子どもたちに周知し、早期発見に努める1つの方策とする。相談窓口については、ホームページの他、児童用タブレットのリンクからいつでも見ることができるようにする。

(5) 教職員の情報共有体制づくり

子どもの些細な変化や気になる情報に対して、発見者が担任に口頭で伝えるだけでなく、全職員で共有できるようにする。そのために、発見者あるいは受け取った担任が1つ1つの情報を簡単に記録し、それらを集約して必要に応じて、生徒指導委員会（いじめ対策委員会）の中で協議する。特に配慮を要する児童については、個人ファイルを作成し、情報を共有しながら継続的に指導を行うことができるようにする。

3 いじめへの早期対応への取組

(1) いじめ発見から対応の手順



(2) 保護者との連携

保護者との連携にあたっては、次の3点を考えながら対応していく。

- いじめに対する学校の立場と意思の説明
- 対応策への理解と協力の依頼
- 情報の開示

具体的には以下の対応に努める。

ア いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校のいじめに対する基本認識とともに徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、具体的な方策を示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、継続的に保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

イ いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識させる。
- ・「いじめは決して許されない行為である」ことや、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝え、今後の関わり方など一緒に考え、助言する。

(3) 関係機関との連携

ア 警察への通報など関係機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

イ カウンセラーとの連携

- ・被害児童、加害児童の心的ケアが必要な場合には、スクールカウンセラーに連絡し協力を仰ぐ。

ウ ネットいじめの場合、直ちに掲示板の管理者やサイトの運営責任者への削除依頼を行う。

(4) 事後指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記等で積極的に関わり、その後の状況の把握に努めるとともに、日常的に取り組むことを洗い直し、再発防止未然防止のための取組を強化する。
- ・被害児童の学級内の人間関係づくりと居場所づくりを行い、安心して学級で過ごすことができるようにする。
- ・加害者の様子を見守り、悩みや不安の相談に応じる。

4 児童生徒理解と教育相談体制の整備

(1) 子どもとのラポートの形成

子ども一人ひとりを人格ある人間としてその個性に向き合い、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち子どもたちを守るという姿勢を大切にする。子どもたちは自分のことをわかってくれると思う教職員でなければ、相談したり、本当のことを話したりしない。子どもたちを受容し、共感的な態度で接するカウンセリングマインドをもつ。そして、子どもたちと接する機会を増やし信頼関係を高めていけるように努める。

(2) 相談窓口の設定と周知

- 多様な相談窓口を設定する。(担任・養護教諭・管理職・相談ポスト・ホットライン等)
- 窓口を通して得た情報は、いじめ対策コーディネーターが集約し、管理職およびいじめ対策委員へ報告する。
- 緊急を要する内容の場合は、コーディネーターがいじめ対策委員会を招集する。

(3) 外部相談機関等との連携

中学校在中のスクールカウンセラー、スーパーバイザー、必要に応じてS S Wや心療内科をもつ病院と連携する。学校側の窓口は養護教諭とし、連絡調整にあたる。

5 職員研修の充実

教職員のいじめ問題に対する資質の向上を図るため、以下の研修を行い、いじめの未然防止に努める。

- 羽犬塚小学校いじめ防止対策基本方針の共通理解（4月）
- 国や県の基本方針、福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】を活用した研修（1学期中）
- いじめ問題に関する事例研修（夏季休業中）

6 保護者・地域への働きかけ

いじめの防止のために学校・家庭・地域が協力連携しながら、いじめを許さない環境作り、風土づくりを行っていく必要がある。そのために以下の取組を行う。

- 保護者に対して
 - ・ いじめ問題に関するP T A研修会の実施
 - ・ 学校便りやP T A総会、学級懇談会、学年・学級だより等でのいじめ問題の周知
 - ・ 家庭用リーフレットの配布
 - ・ 家庭用チェックリストの活用
 - ・ W e bでのいじめ防止基本方針の公開
- 地域に対して
 - ・ 青少年健全育成校区民会議総会、民生委員との連絡会等でのいじめ問題の周知
 - ・ W e bでのいじめ防止基本方針の公開

7 取組の評価・改善

この基本方針に基づく取組に関しては、次のようなP-D-C-Aサイクルを見通して行う。まず、年度当初(4月)に全員で共通理解し、実践を行う。取組の進捗については月1回「いじめ防止対策推進委員会」で評価を行い、取組の継続、改善、廃止等の見直しを図る。その結果は関係者評価委員会(9月、2月)に報告し、意見をもらうこととする。年度末(3月)に、関係者評価委員会の意見や教職員の意見を元に次年度の年間計画を立てる。

評価に当たっては、本方針「Ⅲ いじめ防止の対策 1 いじめ未然防止のための取組…いじめを生まない教育活動の推進、2 早期発見のための取組」を中心に、年間計画に沿って実施状況を確認するとともに、成果と課題をもとに改善策を明らかにしていくようにする。

VI 重大事態への対処

1 重大事態とは

- 1 いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法 第28条）

※ 重大事態の意味

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、その時点でいじめの結果ではない、重大事態ではないと学校が考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たらなければならない。

2 重大事態への対処

学校の設置者である筑後市教育委員会に報告を行う。教育委員会が調査の主体を判断する。

(1) 教育委員会が調査の主体となる場合

委員会の指示の下、資料の提出や調査に協力する。

(2) 学校が調査主体となる場合の対応の流れ

筑後市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

① 重大事態の調査組織を設置

校内のいじめ対策委員会に加えて、警察、教育委員会、校医、PTA、校区コミュニティー、児童相談所、スクールカウンセラー、民生委員、主任児童委員などの関係機関を混じえた拡大いじめ対策委員会を調査組織として設置する。

② 調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を調査することを旨とする。その際に学校において調査した資料も再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③ 被害児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する（経過報告も含め）。

個人情報の取り扱いに十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を盾にとらない。

アンケート等は児童や保護者に提供することを念頭に置き、調査に先立ちその旨を説明する。

④ 調査結果を教育委員会に報告

いじめ被害の保護者が望めば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文章も添える。

⑤ 調査結果をふまえた必要な措置

V 資料

- ・資料1 いじめ防止対策推進法
- ・資料2 福岡県いじめ防止基本方針
- ・資料3 筑後市いじめ防止基本方針